

	質問内容	回答
仕様書 6 業務 イ (ウ)	<p>本件で求められている重症化リスクスコアは、前年受診実績と重症化関連指標との単純なクロス集計や区分整理ではなく、後期高齢者制度の趣旨や医学的知見を踏まえ、複数のリスク因子を統合し、個人単位で重症化リスクを整理・推計する指標を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載の方法によるものであれば、その範囲内でセグメント分けを行っていただくことは可能であり、その提案に応じて総合的に判断いたします。</p>
実施要領 3 参加資格 (4) (5)	<p>参加資格3の(4)及び(5)に関して、これらに該当しない（命令・指導・勧告を受けていない）ことを客観的に証明するため、様式第1号（参加資格確認申請書）の提出時に「過去3年間で個人情報保護委員会又は主務大臣から行政機関等の保有個人情報の取扱いに係る命令の対象ではない旨の誓約書」の添付を必須とし、万が一当該申告に漏れや事実と反する点があった場合には、実施要領11の(3)ア「提出書類に虚偽の記載があった場合」に該当し、直ちに失格となるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>失格となるかどうかについては、提出のあった書類の内容を確認の上、判断いたします。</p>
実施要領 3 参加資格 (6)	<p>参加資格3の(6)に定める実績の「誠実に履行していること」について、他後期高齢者医療広域連合や三重県内市町での実績はもとより、貴広域連合（三重県後期高齢者医療広域連合）における過去の受託実績においても、指名停止措置や契約不履行がないことはもちろん、受注者の責めに帰すべき「仕様書の不履行」や「納品後の瑕疵（重大な欠陥や手直し）」が発生していない状態を指すという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>最終的な判断は提出書類やプレゼンテーションにおける質疑等を踏まえて判断いたします。</p>